



路政時評

丹波浪人

○
政府豫算の編制時期に這入つた、前
の帝國議會で政府が聲明した方針が、
どの程度まで新年度豫算に表はれるか
は、吾人否な國民大衆の關心事である、

従つて各省大臣が豫算を要求したら其
の豫算が政府の確定案と爲ると否とを
問はず之を公表して民衆の批判を仰ぎ
其の可否を問ふべきであるのに、官僚
政治に馴致された連中は之を絶対秘密

に附することをモットーとする、で其
の内容を窺知するのは困難であるが、
或る機會を利用して内務省の要求した
道路改良費の内容を探知し得た。

總額は七千五百三十三萬五千圓であつて
其の内普通道路改良費としては三千三
十八萬三千圓で、農村振興道路改良費
として四千十五萬二千圓を計上してゐ
る。詰り豫算編制方針を大別して純然
たる道路政策實現の見地に於て必要な

ものと、時局匡救の目的を以て道路政
策の一部を實現せむとするのである、
前者が普通道路改良費であつて後者が
農村振興道路改良費である。

普通道路改良費に於ては、千九百五
十萬圓を以て國道の直轄工事に充て
其の事業費の三分一は本年度事業と同
じやうに地方に負擔せしめて、例の國
道五箇年計畫の一部を實行せむとする
のであつて、固より當然のことである、
蓋し今此事業を廢止するものとすれば
昭和六年度以來鉅資を投じ執行して來
た國道の改良事業は其の効果を擧げ得
ないことゝ爲るからである、換言すれ
ば昭和七年度に於て樹立された五箇年
計畫は之を一事業として執行するので
なければ道路の經濟的效用を擧げ得な

いからである、此ことは河川や港灣の

事業と全然同一であつて、道路は一部でも改良したら夫れだけ效果の擧るものであるが故に之を打切つても構はないと言ふが如き、近視眼的考察を許すべきではない、況んや國道の性質又は其の交通上の效果と夫れに依る費用負擔の合理性とに鑑みるときは國庫に於て全額を負擔すべきものなるに於ておやである。

次に特殊國道改良費として五十萬圓が計上された、之は言ふ迄もなく主として軍事の目的を有する國道の改良に充當さるゝのであるが、近時國防の必要頗に強調され、之に必要な國道を改良することは、帝國の國威を維持する上に於て、何人も異論のない所であら

う。

次に國道改良費補助として三百六十萬圓、府縣道改良費補助として六百七十五萬圓、街路改良費補助として五十萬圓が計上されてゐる、此内府縣道改良費補助の六百萬圓は新年度に於ける新事業であるが、其の他は皆舊債的費用の償還的性質を有するものである、是を説明しても普通世間には判り難いのであるが、大正八年度に於て時の原内閣は道路政策を立て、地方に對し國道以下の道路を改良するときは國庫は之に對して補助をすることを通牒した、此方針に則つて地方は道路改良の計畫を樹て之を實行し我國道路が今日の如くなつたのであつたが、内閣が交渉する毎に其の補助方針は動搖し

だし、或る内閣の下に在つては補助制度を全廢する計畫もあつた位に措置されて來たのであるが、一番困るのは補助を目當に道路改良工事を執行した地方であつて、補助の廢止又は減額に依つて窮迫してゐる地方財政を益窮地に陥れたのである、故に此窮狀を打開して地方財政を緩和せむとするのが此計畫である、之に法的考察を以てすれば固より補助契約をした譯ではないから政府に之を償還する法的義務はない、併しながら右の通牒に依つて道路を改良し爲に夫れが地方財政の癆と爲つてゐるのは事實である、此事實に對しては施政者は無關心であるべきでない、一片の法的解釋に捉はれて放任する程の閑事ではない、故に吾人は此要求が

合理的であつて當局の要求が貫徹せむことを希望するのであるが、地方當局が常に右の事實に對し救済を求めつゝあるに不拘、一と度政府が之に關する豫算を編制するとき、彼等は其の成否を對岸の火災視し徒に新事業豫算の成立に奔走するが如きは吾人の頗る遺憾とする所である、平素の要求を實現するが爲には今の時より他にない筈、地方當局の蹶起を望むや切である。

府縣道改良費補助六百萬圓は、農村振興道路改良費に計畫された府縣道路事業補助六百萬圓と合せ千二百萬圓を以て三千六百萬圓の府縣道改良事業を助成せむとするのである、近時國道の改良と相俟つて府縣道改良の要求が盛と爲つた、殊に國立公園の計畫あると

き其の要求は更に旺盛である、其の他十七萬八千圓の事務費を計上されてゐるが、是等豫算は何れも刻下緊喫の要務に必要なものであつて、我國路政を進展せしむる爲には寧ろ其の少額なるを憾む。

農村振興道路改良費は、前述した府縣道路改良費補助六百萬圓と、三千四百十二萬二千圓の町村道路及水道工事費補助と三萬圓の事務費とを以て構成されてゐる、町村事業に對する補助は八年度と同一の方針を以て實行さるゝのであるが、本年度に於ては町村道の改良の外更に水道工事に對し補助することゝしたのが新味である、全國の町村であつて飲料水の取得に困窮してゐるものが尠くない、従つて町村住民の

保健衛生上寒心すべきものがある、之を救済し併せて町村の振興を計る一石二鳥の計畫、吾人は之に着眼した當局の賢明を賞える、併し又財政當局は事の新規なるの故を以て之が支出を躊躇するであらうが、道路河川港灣等に對照して水道施設の重要さを想ふとき、之に斧鉞を加ふるが如きは地方事情の認識を誤るものと言つて可い。此事業に依つて國民生活が八年度と同じやうに安定され、所謂非常時局に處するを望むや切。

○ 自動車交通事業法は近く施行さるゝ運に至つた、交通機關は統制すべきものであるにしても、従來自由に且つ簡易に行はるべき否な夫れが道路運送

の妙味であるものを、態々之を中央に於て統制することの可否に關しては一

再ならず之を所論した、併し其の所論

は裏切られて實施されむとす、今の時

何をか言はむやであるが、自動車交通

には道路關係を無視することは出來な

い、従つて兩者を如何に調和せしむべ

きかは問題であつたが、自動車運輸事

業經營の免許に方つては、自動車を通

行する道路を管理する者の意見を聞く

ことに決定され、此制度を徹底せしむ

るが爲に鐵道大臣が免許をするに方つ

ては内務大臣に協議することに決定し

た、之で永年に亘つて論議された問題

は決定されたのであるが、法の採つた

濃度の中央集權制度が自動車運輸事業

の發達を抑制せざるかを憂ふる、行政

の實際に方つては吾人の此憂を杞憂ならしめむことを望む。

○

今更言ふ迄もないが、自動車運輸事

業の發達は寔に顯著なものがあつて、

自動車交通を豫想せずして施設された鐵

道や軌道は氣息奄々の狀、昭和三年か

ら八年に亘つて自動車交通の爲に營業

を廢止し又は休止した鐵道軌道は其の

延長百四十五哩で三十三路線の多きに

及ぶ、最初は延長一哩位のものから漸

次休止廢止し、三哩——五哩——十哩

と漸進するの實情を示し、此現象を裏

から覗くと自動車交通の領域が漸進し

たことを物語る、政府の計畫する道路

改良事業の進捗に伴つて益領域が擴張

さるゝ譯、之を自然現象として放任す

るが、茲に何等かの解決策を按出すべきか交通政策上重大であつて急に解決すべき問題、本誌に何やら博士が論じ

たやうに優勝劣敗は人間界進歩の原則

夫れに鐵道軌道には大資本が投下され

てゐることを理由に鐵道軌道を保護す

るのは資本家保護であると、夫れも一

つの見方であろう、併し資本主義的國

家の下に於て自動車對鐵道軌道の關係

を左様簡單に片附けむとするは書生論

に外ならない、夫れに依つて國家の實

際政治が行はれ得るものと解すれば、

交通政策の如き書生の研究に任ねて可

い、夫れが出來ないところに苦心を要

する、夫れを策するものは交通審議會

か土木會議か。

（以下略）